

「福島原子力発電所事故により被災された事業者に向けた事業再開・再生支援・事業承継支援、および新規創業等に必要な取組に係る支援、支援対象事業者への自立経営維持支援等、相談型支援事業における業務運用支援」に係る募集要項

2025年2月13日
公益社団法人
福島相双復興推進機構
総務調整グループ

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）では、「福島原子力発電所事故により被災された事業者に向けた事業再開・再生支援・事業承継支援、および新規創業等に必要な取組に係る支援、支援対象事業者への自立経営維持支援等、相談型支援事業における業務運用支援」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的（概要）

本業務は、公益社団法人福島相双復興推進機構事業者支援グループが実施している福島原子力発電所事故により被災された事業者に向けた事業再開・再生支援・事業承継支援、および新規創業等に必要な取組に係る支援、支援対象事業者への自立経営維持支援等、相談型支援事業における業務運用支援を行うことを目的とする

2. 事業内容

（1）件名：

福島原子力発電所事故により被災された事業者に向けた事業再開・再生支援・事業承継支援、および新規創業等に必要な取組に係る支援、支援対象事業者への自立経営維持支援等、相談型支援事業における業務運用支援(2025年度)

（2）業務内容等：

①中期計画達成に向けた戦略策定および実行フォロー

- （ア）支援マネジメント体制における支援
- （イ）中4町（注）帰還促進・定着促進支援
- （ウ）進出予定等の事業者への支援強化
- （エ）施策提言に向けた実行支援

（注）中4町：被災12市町村のうち、大熊町、双葉町、富岡町、浪江町をいう。

②水産販路等支援に関するフォロー

- （ア）水産関係の仲買・加工業者等に対する支援の拡充や成果創出に向けた施策の立案および実施と効果計測
- （イ）海外への販路開拓支援検討に向けた市場調査、施策検討の実施

（3）業務期間：

2025年4月1日（火）～2026年3月31日（火）

（4）納入場所：

福島県福島市栄町6番6号 福島セントランドビル4F
公益社団法人福島相双復興推進機構 事業者支援グループ 計画課

3. 応募資格

本事業の申請者は、次の要件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤当機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に当機構との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑦個人情報保護対策に関する要件として、プライバシーマーク制度によるプライバシーマーク使

用許諾を受けているもしくは、同等以上の個人情報保護措置を講じることができる体制を整備していること。

- ⑧情報セキュリティマネジメントシステムに関する規格のISO/IEC27001もしくは、同等の情報セキュリティに関する仕組みを構築していること。
- ⑨被災地の事業者向けに事業の再開や再生の支援に社員が従事、またはこれらに関する専門的知見を有すること。また、それらについて公的機関又は官民共同事業等への助言や連携等の経験を有すること。福島県において支援活動を行っていれば尚可。
- ⑩その他仕様書を参照すること。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が企画提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

4. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：2025年2月13日（木）

締切日：2025年3月13日（木）12時（正午）必着

(2) 質問期限及び回答方法

質問期限：2025年2月20日（木）17時（必着）まで

下記問い合わせ先へ電子メール（様式任意）により質問してください。

回答掲載日：2025年2月25日（火）以降

弊機構ホームページ（<https://www.fsrt.jp>）に回答を掲載します。

(3) 提案可否の回答期限及び回答方法

回答期限：2025年3月4日（火）17時（必着）まで

下記問い合わせ先へ電子メール（様式任意）により回答してください。

(4) 応募書類

①以下の書類を（5）により提出してください。

- ・申請書（様式1）
- ・見積書（書式任意）
- ・企画提案書（書式任意）
- ・その他評価項目一覧で求める資料（様式任意）
- ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・直近の財務諸表
- ・業務委託契約書（案） ※代案がある場合

②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(5) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより9. 問い合わせ先に記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※1度に受信できるファイルサイズは10MBが上限となります。10MBを超える場合は、複数回に分けて送信してください。

(6) 秘密保持

契約書案記載の「秘密保持」については、契約成立のいかんに関わらず、入札者および当機構双方の遵守事項とする。

業務委託仕様書、業務委託契約書（案）ならびにその他の添付書類、および入札者・当機構間で行われた情報提供による秘密情報（個人情報を含む。）についても同様の扱いとする。

5. 審査について

（1）決定方法

入札者の価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

（2）審査方法

審査にあたっては、提案審査委員会等により審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

（3）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

① 3. の応募資格を満たしているか。

② 「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づき審査・評価するものとする。

（4）採択事業者の決定及び通知について

採択事業者とされた申請者については、当機構のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

6. 契約について

本公告に示した参加資格のない者による入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とします。委託候補先とされた申請者について、当機構と提案者との間で委託契約を締結することになります。

なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。契約書（案）に対する代案（修正要望）がある場合は、提案書および見積書の提出にあわせて、当該代案を提出すること。この場合、添付の業務委託契約書（案）基にWordの校閲機能等を使用し、修正箇所が明確に判断できるよう作成のうえ提出すること。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

8. 提案書・見積書に記載すべき事項

（1）提案書

① 業務の目的、内容、および実施方法

② 業務実施計画

③ 業務実施体制

※詳細については、「評価項目一覧」を参照願います。

（2）見積書

見積書（様式 2）を参考に、次の項目を明記すること。

【見積内訳書】

① 作業項目

② 工数（単位：時間又は人日 等）

③ 費用

④ 再委託（外注費）

⑤ 一般管理費

※事業遂行のために必要となる交通費、出張費（宿泊費・日当）、調査費（資料購入・外部リサーチ機関利用）（以下、総称して「経費等」という。）に関しては、その実費相当額を業務委託料とは別に当機構が負担することから、当該見積書の金額には含めないこと。

※作業内容の一部を協力会社へ再委託する場合には、提案書にその範囲（再委託先の名称・経歴、業務内容、再委託の金額当）を明確に記載すること。

※一般管理費率は、原則として再委託費（外注費）を除く費用の10%以下とします。ただし、10%を超える場合は、その理由（根拠）等を明記願います。

【月別内訳書】

①項目（月別）毎の金額

9. 問い合わせ先

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号 福島セントランドビル 4F

公益社団法人 福島相双復興推進機構

総務調整グループ業務調整部契約管理課

担当： 高橋、加納（070-3813-6977）

E-mail：kikou-koubo_4@fsr.or.jp

原則として、電子メールによりお問い合わせ下さい。

以上